

教育委員会 平成 24 年度 3 月臨時会会議録

○日時 平成 25 年 3 月 25 日（月） 9 時 00 分開会、9 時 25 分閉会

○場所 鎌倉市役所 第二委員会室

○出席委員 朝比奈委員、下平委員

○傍聴者 なし

○本日審議を行った案件

- 1 議案第 39 号 鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について
- 2 議案第 40 号 県費負担教職員人事の内申について
- 3 議案第 41 号 鎌倉市教育委員会職員の人事について

朝比奈委員長職務代理者

定足数に達したので委員会は成立した。これより 3 月臨時会を開会する。

山田委員長から本日所用のため会議に出席できない旨の届け出があったので、職務代理者である私が委員長の職を務めさせていただく。本日の会議録署名委員を下平委員にお願いする。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりである。なお、日程の 2 議案第 40 号、日程の 3 議案第 41 号については、人事案件のため地方教育行政の組織および運営に関する法律第 13 条第 6 項の規定により、非公開にしたいと思うが、異議はあるか。

（異議なし）

朝比奈委員長職務代理者

異議なしと認め、議案第 40 号、議案第 41 号については非公開とする。では日程に従い議事を進める。

- 1 議案第 39 号 鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について

朝比奈委員長職務代理者

日程 1 議案第 39 号「鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」を議題とする。議案の説明についてお願いする。

教育部次長教育総務課長

日程 1、議案第 39 号「鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」提案の理由を説明する。議案集 1 ページから 2 ページをご覧ください。

規程改正の内容であるが事務の簡素化を図るため、また子ども手当制度が終了したことに伴う文言変更をするため、鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正するものである。

議案集 3 ページから 7 ページの新旧対照表をご覧ください。

別表第 1 (2) 人事関係の表中、任免の採用の部長等決裁欄に「非常勤嘱託員」を加え、備考欄に「非常勤嘱託員とは、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤の嘱託員等（事務補助的な職務を行う嘱託員等に限る。）をいう。以下同じ。」を加える。

別表第 1 (2) 人事関係の表中、任免の配置換の部長等決裁欄に「非常勤嘱託員」を加える。

別表第 2 教育総務課の部、手当の項中「こども手当（児童手当を含む。）」を「児童手当」に改める。

なお、この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

質問・意見

(異議なし)

(採決の結果、議案第 39 号は原案どおり可決された。)

朝比奈委員長職務代理者

以上で、本日の日程は全て終了した。これをもって 3 月臨時会を閉会する。